



平成28年3月10日

各位

会社名 株式会社ディー・ディー・エス
代表者名 代表取締役社長 三吉野 健滋
(東証マザーズ・コード番号：3782)
問合せ先 取締役管理担当 貞方 渉
電話番号 052-955-5720
(URL <http://www.dds.co.jp>)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を平成28年3月25日開催の第21期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の種類が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第29条(取締役の責任免除)および第40条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第29条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|-------------------------|---------------|
| (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 | 平成28年3月25日(金) |
| (2) 定款一部変更の効力発生予定日 | 平成28年3月25日(金) |

以上

【別紙】

<新旧対照表>

(変更箇所は下線で示しております。)

変更前	変更後
<p>(取締役の責任免除) 第29条 (省略)</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第30条～第39条 (条文の記載省略)</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第40条 (省略)</p> <p>(2) 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第30条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第40条 (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>